



下水道使用料について

1. 下水道使用料とは

公共下水道の施設が、いつまでも本来の機能を果たすためには、十分な維持管理が必要となります。そこで、この維持管理（管の清掃や終末処理場の運営管理など）等の費用に充てるための財源が下水道使用料です。

2. 下水道使用料を納めていただく根拠

下水道使用料は、鞍手町下水道条例第16条の規定により納めていただきます。

3. 下水道使用料を納めていただく人は

受益者負担金が土地の所有者又は権利者に賦課されるのに対して、この下水道使用料は、あくまでも下水道を使用する人に納めていただきます。

4. 下水道使用料の額は

下水道使用料の額は汚水量1立方メートル当り140円（税抜）となります。

一般家庭の汚水の量

- ①下水道の汚水の排出量は水道水のみ使用の家庭においては、水道の使用水量となります。
- ②水道水以外の水だけを使用している家庭においては、1世帯3人までは1月15立方メートルとし、3人を超えるときは1人増すごとに5立方メートルを加算する。
- ③水道水以外の水と水道水を併用している家庭においては、水道水については、その使用水量とし、水道水以外の水については、町長がその水の使用状況を考慮して認定する。

5. 下水道使用料の納付方法

毎月、上水道使用料と下水道使用料が一枚の納入通知書に統一され、上下水道使用料として毎月納めていただきます。

納付方法は、下水道処理区域内の方で水洗化工事がすんだ方については、水道使用料と下水道使用料の合計額を納めていただくことになります。

下水道の水洗化工事がすんでいない方については、下水道使用料の欄は空白となり、今まで通り水道使用料のみを納めていただくことになります。

口座振替制度を利用してある方へ

現在、水道料金を口座振替で納めていただいている方の下水道使用料につきましては、水道使用料と併せて振替させていただくことになります。

次のような場合は、必ず上下水道課へ届出をお願いいたします。

- 下水道の使用を開始、休止、廃止、再開したとき
- 下水道の使用者に変更があったとき

